

たつの市市民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、市民意見公募手続に関して必要な事項を定めることにより、市の重要な方針、方策その他これらに類するもの（以下「政策等」という。）の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の市政への参画と開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市民意見公募手続 市の政策等の立案過程において、策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、広く市民から意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。
- （2）実施機関 市長（水道事業、宿舎事業及び病院事業を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- （3）市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 本市の区域内に存する学校に在学する者
 - オ 本市に対して納税義務を有するもの
 - カ 市民意見公募手続に係る政策等に利害関係を有するもの

（対象）

第3条 市民意見公募手続の対象となる政策等は、次に掲げるものとする。

- （1）市の長期計画、重要な基本計画、指針等の策定又は改廃
- （2）市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- （3）市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに保険料、分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- （4）その他実施機関が必要と認めるもの

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、政策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としないことができる。

- （1）意見聴取の手続が法令により定められているもの

- (2) 実施機関に裁量の余地がないもの
- (3) 実施機関が緊急を要すると認めるもの
- (4) 実施機関が軽微な変更と認めるもの
- (5) 市の附属機関（審議会等）の答申、報告等に基づいて策定を行うもの
（政策案の公表）

第5条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、実施機関における最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案（以下「政策案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策案の概要
- (2) 政策案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) その他市民等が政策案の内容を理解するために実施機関が必要と認める資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 政策等の事務を所管する課又は実施機関が指定する場所での閲覧
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) その他実施機関が必要と認める方法

4 実施機関は、政策案の名称、意見等の提出時期及び公表する資料の入手方法について、広報その他の方法により市民等への周知を図るものとする。

（意見等の提出）

第6条 市民等からの意見等の提出期間は、政策案の公表の日から30日を目安として、実施機関が定める。

2 意見等の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は直接持参の方法により行うものとする。

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名（第2条第3号に規定する事務所、事業所又は学校の名称及び所在地を含み、市民等が法人その他の団体の場合は、当該団体の名称、代表者の氏名及び所在地とする。）を明らかにしなければならない。

（意見等の考慮）

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して政策等の策定の意思決定を行うものとする。

（意思決定過程の公表）

第8条 実施機関は、政策等の策定について意思決定を行った場合は、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方並びに当該政策案を修正したときは、当該修正の内容を公表しなければならない。ただし、たつの市情報公開条例（平成17年条例第24号）第7条に規定する不開示情報に該当するおそれのある情報については、その全部又は一部を公表しないことができる。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、この告示の定める手続を行っている政策等及び終了した政策等の一覧を作成し、市ホームページへの掲載等により公表するものとする。

2 前項の政策等の一覧は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 政策等の名称
- (2) 公表日
- (3) 意見等の提出期限及び提出方法
- (4) 問い合わせ先

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に立案過程にある政策等については、この告示の規定は適用しない。

附 則 (平成25年2月8日告示第2号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。